発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示

1

1

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による介護機関の指

(福祉指導課)

○保安林の指定施業要件の変更

(治山林道課)

○漁船損害等補償法による同意を求める ための事前届出 (3件)

(漁業管理課)

○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)

公 告

○林業種苗生産事業者講習会の実施

(林業改革課)

高知県告示第113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものと された生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関とし て、次のとおり指定した。

平成24年2月21日

高知県知事 尾﨑 正直

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成24年 1 月 1 日	高知調剤株式会社 高知市相生町3番30 号	はまゆう薬局 安芸郡田野町1810-2 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
平成24年 1 月 4 日	モノラル合同会社 安芸郡芸西村西分甲 2647番地 4	居宅介護支援事業所いち ご 安芸市赤野乙91番地3 居宅介護支援

平成24年1 | 社会福祉法人ふるさ | グループホーム安芸 月30日 と自然村 安芸市川北甲1812-15 南国市岡豊町中島 認知症対応型共同生活介 1535番地 介護予防認知症対応型共

高知県告示第114号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年 法律第249号) 第33条の3において準用する同法第33条第6項に おいて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年2月21日

高知県知事 尾﨑 正直

同生活介護

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 本山町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 本山町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び本山町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第115号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項 の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112 条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定 漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

室戸市

池田重幸

川口光秀 花 岡 俊 秋

(2) 加入区の名称

羽根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同 組合の名称

羽根町漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

平成24年2月21日から同年3月6日まで

(2) 縦覧場所

羽根町漁業協同組合事務所

高知県告示第116号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項 の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112 条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定 漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

宿毛市 中西直秀 浜 場 得 弘 浜 中

(2) 加入区の名称

大海加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同 組合の名称

すくも湾漁業協同組合大海支所

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成24年2月21日から同年3月6日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合大海支所

高知県告示第117号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項 の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112 条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定 漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

恒

幡多郡大月町

黒田朝男梶原紹之黒田一男

11

(2) 加入区の名称

柏島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成24年2月21日から同年3月6日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合柏島支所

高知県告示第118号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成24年2月21日

高知県知事 尾﨑 正直

地名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字ョ ノ丸	2619番 9	6. 40	89. 16 11. 36	

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成24年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成24年3月14日 (水)	高知市丸ノ内二丁目 4 - 1
午前9時30分から午後4時30分	高知県庁北庁舎 3 階 第 3
まで	会議室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、

ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もう とする者

- 3 林業種苗生産事業者講習会の内容
- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講手数料

14,000円 (種苗生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。) に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。)

5 受講申込書の提出場所及び提出期限 受講を希望する者は、受講申込書を平成24年3月5日(月) までに住所地を管轄する林業事務所(中央東林業事務所嶺北林 業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林 業振興事務所)に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部林業改革課、各林業事務所及び中央 東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組 合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部林業改革課(電話番号088-821-4602)

0